

○ 法務省告示 第三百三十二号

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六条第四項第一号ロ及び第二号ハの規定（他の省令において準用する場合を含む。）に基づき、商業登記規則第三十六条第四項第一号ロ及び第二号ハの規定による電子証明書の指定に関する件（平成十七年法務省告示第百十三号）の全部を次のように改正する。

この改正は、告示の日から効力を生ずる。

平成十九年七月三十一日

法務大臣 長勢 甚遠

1 商業登記規則第36条第4項第1号ロの電子証明書

Accredited Sign パブリックサービス2（平成13年総務省・法務省・経済産業省告示第5号）の用に供するために作成された電子証明書（氏名、住所及び出生の年月日の情報が含まれているものに限る。）

2 商業登記規則第36条第4項第2号ハの電子証明書

- (1) Accredited Sign パブリックサービス2の用に供するために作成された電子証明書（1に掲げるものを除く。）
- (2) セコムパスポート for G-I D（平成14年総務省・法務省・経済産業省告示第8号）の用に供するために作成された電子証明書
- (3) ビジネス認証サービスタイプ1（平成15年総務省・法務省・経済産業省告示第6号）の用に供するために作成された電子証明書
- (4) C T I 電子入札・申請届出対応 電子認証サービス（平成15年総務省・法務省・経済産業省告示第13号）の用に供するために作成された電子証明書
- (5) 日本司法書士会連合会認証サービス（平成16年総務省・法務省・経済産業省告示第18号）の用に供するために作成された電子証明書

## 商業登記規則

- 第三十六条（電磁的記録の構造等）法第十七条第四項 又は法第十九条の二 の法務省令で定める電磁的記録は、次の各号のいずれかに該当する構造の磁気ディスクでなければならない。
- 一 第三十三条の六第四項に規定するフレキシブルディスクカートリッジ
  - 二 日本工業規格X〇六〇六に適合する一二〇ミリメートル光ディスク
- 2 前項の電磁的記録には、法務大臣の指定する方式に従い、法第十七条第四項 の事項又は法第十九条の二 に規定する情報を記録しなければならない。
- 3 法第十九条の二 に規定する情報は、法務大臣の指定する方式に従い、当該情報の作成者が第三十三条の四に定める措置を講じたものでなければならない。
- 4 法第十九条の二 に規定する電磁的記録には、当該電磁的記録に記録された次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該情報の作成者が前項の措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であってそれぞれ当該各号に定めるものを、法務大臣の指定する方式に従い、記録しなければならない。
- 一 委任による代理人の権限を証する情報 次に掲げる電子証明書のいずれか
    - イ 第三十三条の八第二項（他の省令において準用する場合を含む。）に規定する電子証明書
    - ロ 氏名、住所、出生の年月日その他の事項により当該措置を講じた者を確認することができるものとして法務大臣の指定する電子証明書
  - 二 前号に規定する情報以外の情報 次に掲げる電子証明書のいずれか
    - イ 前号イ又はロに掲げる電子証明書
    - ロ 指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）第三条第一項 に規定する指定公証人電子証明書
    - ハ その他法務大臣の指定する電子証明書
- 5 前項の場合において、当該作成者が印鑑の提出をした者であるときは、当該電磁的記録に記録すべき電子証明書は、同項第一号イに掲げる電子証明書に限るものとする。ただし、第三十三条の三各号に掲げる事項がある場合は、この限りでない。
- 6 第二項から第四項までの指定は、告示してしなければならない。
- 7 第三十三条の六第九項の規定は、第一項の電磁的記録に準用する。